

当医院からのご案内

◆当医院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生(支)局に届出を行っています。

医療DX推進体制加算および医療情報取得加算について

当院は「オンライン資格確認」を行う体制を有しており、診療情報(受診歴・薬剤情報・特定健診情報・その他)を取得・活用し、質の高い医療の提供に努めているため、厚生労働省の定めにより以下の点数を算定しております。

医療DX推進体制加算

- すべての患者さんが対象 初診時 … 8点

医療情報取得加算

<初診時>

- 従来の健康保険証を利用した場合 … 3点
- マイナ保険証を提示し、薬剤情報や特定検診等の診療情報の活用に同意した場合 … 1点

<再診時>

3ヶ月に1回加算

- 従来の健康保険証を利用した場合 … 2点
- マイナ保険証を提示し、薬剤情報や特定検診等の診療情報の活用に同意した場合 … 1点

※ただし、マイナ保険証を提示しても手術情報、診療・薬剤情報、特定健診情報の活用に同意がない場合は従来の保険証と同じ扱いとなります。

※1点は10円と換算

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。ご不明な点・ご質問などございましたら、当院スタッフまでお気軽にお声がけください。

外来後発医薬品使用体制加算について

当院は後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用に積極的に取り組んでいます。医薬品の供給状況によっては、投与する薬剤が変更となる可能性があります。変更する際は患者様に対し十分に説明いたします。

保険外負担に係る費用

当院では以下の事項において、実費のご負担をお願いしております。

各種証明書

一般診断書(当院様式) 1100円

保険に関する診断書 3300円

個人情報保護に関する掲示

当院における個人情報の利用目的

当院は、個人情報を下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の注意を払っています。

個人情報の取り扱いについてお気づきの点は、窓口までお申し出下さい。

1.当院が患者に提供する医療サービス

2.医療保険事務

3.患者に係る当院の管理運営業務

- ・会計・経理
- ・医療事故等の報告
- ・当該患者の医療サービスの向上
- ・その他、当院の管理運営業務に関する利用

4.他の事業者等への情報提供

- ・他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- ・他の医療機関等からの照会への回答
- ・患者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・検体検査業務の委託その他の業務委託
- ・ご家族等への病状説明
- ・その他、患者への医療提供に関する利用

5.診療費請求のための事務

- ・当院での医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務およびその委託
- ・審査支払機関へのレセプトの提出(適切な保険者への請求を含む。)
- ・審査支払機関又は保険者への照会

- ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会、照会への回答
- ・その他、医療・介護・労災保険、および公費負担医療に関する診療費請求のための利用

6.事業者から委託を受けて行う健康診断等を行った場合における、事業者等へのその結果の通知

7.医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

8.当院の教育

- ・医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・当院内において行われる学生の実習への協力
- ・院内において行われる症例研究

9.外部監査機関への情報提供

付記

- 1.上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。
- 2.お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
- 3.これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。

明細書発行体制等加算

当院では、患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点等から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行いたします。

明細書は、行われた検査や手術等の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計にてその旨お申し出下さい。

なお、窓口負担額のない患者さまにも明細書を無料で発行いたします。明細書の発行を希望する方は、会計にてその旨お申し出下さい。

バイオ後続品使用体制加算

本院では入院及び外来においてバイオ後続品の導入に関する説明を積極的に行っております。

コンタクトレンズ検査料

コンタクトレンズ装用のために受診の方の診療(眼科学的検査)に係る費用は次のとおりです。

- ①初診料 291 点 再診料 75 点
- ②コンタクトレンズ検査料 1 200 点

コンタクトレンズ装用のために受診の方であっても、診療内容により、異なった診療費用を算定する場合があります。コンタクトレンズ装用のために受診の場合、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定されたことのある方の基本診療料は再診料を算定します。

診療担当医師:後藤肇

眼科診療経験:昭和62年から38年

以上の項目について、ご不明な点がありましたら、ご説明いたします。

緑内障手術(流出路再建術(眼内法)手術件数

令和6年1月1日～令和6年12月31日 11件

水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術)手術件数

令和6年1月1日～令和6年12月31日 4件

各種指定医療機関

【保険医療機関】

【難病指定医療機関/難病指定医】

【労災保険指定医療機関】

【生活保護法および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関】

【被爆者一般疾病医療機関】

【身体障害者福祉法第15条指定医】